

【Go To Eat キャンペーンくまもと】

食事券取扱店舗 募集要項

2020年9月23日

Go To Eat キャンペーンくまもと事務局

■事業趣旨

「Go To Eat キャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。

Go To Eat キャンペーンくまもと事務局では、熊本県内の地域経済の回復と消費喚起のため、25%お得な「Go To Eat キャンペーンくまもと食事券」を販売します。

I. Go To Eat キャンペーンくまもとについて

1. 事業概要

(1) 食事券名称

Go To Eat キャンペーンくまもと食事券

(2) 発行者

Go To Eat キャンペーンくまもと事務局

(3) プレミアム率

25%

(4) 購入対象者

食事券の利用規約を順守できる全ての方

(5) 食事券額面

1,000円(税込)

(6) 食事券構成

1冊10,000円分(1,000券円×10枚)

(7) 販売価格

8,000円(税込)

(8) 購入限度

1回につき1人あたり2冊まで

(9) 販売期間

(WEB) 第1期事前受付：2020年10月14日(水)～2020年10月16日(金)

(WEB) 第1期：2020年10月19日(月)～2020年11月15日(日)

(WEB) 第2期：2020年11月16日(月)～2020年12月14日(日)

(WEB) 第3期：2020年12月15日(月)～2021年1月31日(日)

※各期間の予定セット数の上限に達し次第、販売終了になります。

※第2期・第3期については、事前受付期間は有りません。

(10) 利用期間

2020年10月19日(月)～2021年3月31日(水)

(11) 申込方法

web サイト上での事前予約申込 (<https://gotoeat-kumamoto.jp>)

(12) 引換・購入場所

全国のファミリーマート (Fami ポート)

2. 食事券の取扱いに関する厳守事項

- (1) 食事券は、飲食代または役務の提供（サービス料）などの支払いにおいて利用可能です。
- (2) 食事券と現金の交換は厳禁とします。
- (3) 食事券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受領してください。
- (5) 利用店舗で独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (7) 利用期間を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (8) 食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して発行者は責任を負いません。
* 商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (9) 食事券の交換または売買を行うことはできません。
- (10) 食事券の2次利用は厳禁とします。

3. 食事券の利用対象にならないもの

- (1) 加盟登録されていない飲食店での飲食代
- (2) 加盟登録された飲食店での飲食代または役務の提供以外の支払い
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店での飲食代
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い
- (7) その他、事務局が指定するもの、食事券の発行趣旨にそぐわないもの

II. 利用店舗の募集概要について

1. 参加資格

(1) 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第 52 条 1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所

(2) 届出住所が熊本県であり、かつ県内に事業所・店舗を有する者

*熊本県外に本店がある場合でも、県内の店舗等あれば県内店舗のみ対象とする。

ただし、次の事業者を除く。

①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号)

第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」を営む者

*上記①に該当する者でも、現在、臨時に外から呼んできた者のみに接待をさせる営業を営んでおり、かつ、キャンペーン参加中に接待をして客に飲食をさせる営業を営まない店は対象とする

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者

③上記 I.3 (食事券の利用対象にならないもの) に記載する取引・商品のみを取扱う店舗等

④地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する者および刑法 (昭和 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 もしくは第 198 条または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等

⑤役員等 (法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ) であるとき

⑥暴力団 (暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ) または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき

⑦役員等が 自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき

⑧役員等が 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき

⑨役員等が 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 農林水産省が示す飲食店が守るべき感染症予防対策に取り組んでいる者

①新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (改正) に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいること

②クラスターの発生を防ぐ観点から、「換気」、「声量」、「三密」を常に意識した対策を実施すること

③カラオケ設備を有している飲食店においては、キャンペーン期間中は、食事券の利用者に限る

ことなくカラオケ設備を使用しないこと

- ④大量の飲酒は控えるよう利用者に周知すること
 - ⑤営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請に従うこと
 - ⑥農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
 - ⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、接触アプリの紹介をすること
 - ⑧利用者に求められる感染症対策をその利用者に周知すること
 - ⑨熊本県が独自に設定している感染症予防対策に取り組んでいること
- *詳しくは、特設ポータルサイト (<https://gotoeat-kumamoto.jp>) をご確認ください。

2. 利用登録店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 利用登録店舗であることが明確になるように 販売ツール(ステッカー等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用する食事券について、受け取って問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違う場合や偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱う全ての方に周知してください。
- (3) 使用済の食事券を換金する際は、万が一入金額に差異があった場合に備え、利用登録店舗の控え部分を入金完了まで大切に保管してください。
*この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。なお控えがある場合でも振込から 10 営業日を過ぎた後の異議申し立てはできませんので、ご注意ください
- (4) 食事券の交換および売買は行わないでください。
- (5) 利用期間中における飲食代、サービスの提供等の支払いに使用された食事券のみ換金可能です。
- (6) Go To Eat キャンペーンくまもと食事券発行事業の運営にご協力ください。

3. 申込から登録まで

(1) 申込方法

取扱店舗登録希望者は本募集要項に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

①インターネットで申請可能な場合

Go To Eat キャンペーンくまもとホームページにて直接登録してください。

特設ポータルサイト (<https://gotoeat-kumamoto.jp>)

②インターネット環境にない場合

Go To Eat キャンペーンくまもと事務局までご連絡ください。

※Go To Eat キャンペーンくまもと事務局

Tel:0570-035-210 (平日 9:30~17:30、土日祝日、12/29~1/3 除く)

③大型店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとではなく、事業者単位で取り纏めて登録が可能です（原則、市内全ての店舗で利用可とすること）。

この場合、全ての利用登録店舗に本募集要項の内容に同意していただき、各店舗の名称（例：〇〇屋・△△店）・所在地（郵便番号含む）・電話番号・FAX 番号・メールアドレス・担当者氏名等を登録いただく必要があります。詳細は、熊本県事務局へご連絡ください。

また、フランチャイズ形式の店舗に関しては、店舗ごとの登録が必要です。

（２）登録期間

①登録開始日

2020年9月28日（月）～2020年12月31日（木）

※2020年10月9日（金）までに加盟店申請・登録承認が完了した飲食店については、食事券利用開始の2020年10月19日（月）までに加盟店キットを送付します。

（３）審査・承認

申込みいただいた事業者については、Go To Eat キャンペーンくまもと事務局の審査を経て、利用店舗として登録いたします。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には事務局の審査により承認を取り消す場合がございます。

①登録内容に虚偽・不備等があった場合

②事務局が承認を取り消すと判断した場合

（４）その他留意事項

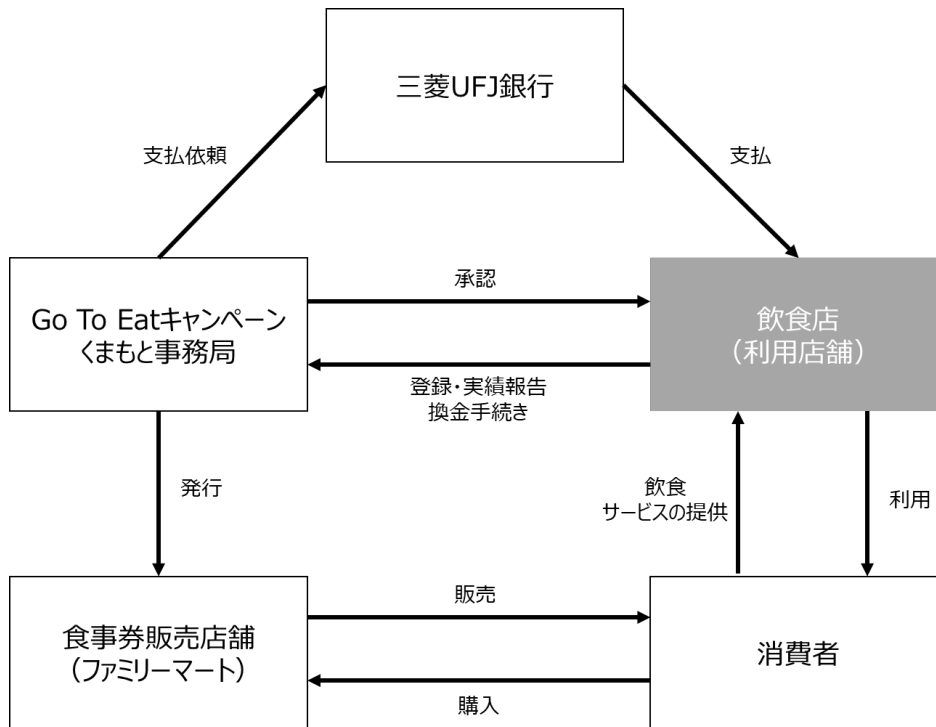
- ・取扱店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「食事券が使える店舗」として購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載いたします。
- ・取扱店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、9月下旬より順次郵送いたします。
- ・食事券の取扱いや換金等の詳細は、食事券取扱店舗マニュアルをご確認ください。
- ・取扱店舗として登録後に辞退される場合には、損害賠償等が発生することがあります。
- ・本募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や利用店舗の承認取消のほか、損害金の発生等が生じた際にはご請求する場合があります。
- ・本募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- ・農林水産省の方針等により 内容が変更される場合もございます。予めご了承ください。

III. 換金について

飲食代または役務の提供等の支払いにおいて食事券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については、以下の通りとなります。

- (1) 取扱店舗は、「①利用済みの食事券(換金センター送付用)」、「②換金伝票(換金センター送付用)」、「③食事券利用実績報告(様式第1号)」を送付して、換金手続きを行ってください。
- (2) 振込手数料は事務局が負担するため、発生いたしません。
- (3) 換金請求期間は、2020年11月1日(日)～2021年4月9日(金)までとします。
この期間経過後の換金には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きを行ってください。
- (4) 換金は、必要書類の事務局到着後、審査を行い、承認されたら指定口座へ振り込む予定です。
詳細は、食事券取扱店舗マニュアルをご確認ください。

【取扱店舗登録から精算までの流れ】



【精算スケジュール】

食事券受取期間	事務局への送付	振込予定日
2020年10月19日～10月31日	2020年11月1日～11月9日	2020年12月4日(金)
2020年11月1日～11月30日	2020年12月1日～12月7日	2021年1月6日(水)
2020年12月1日～12月31日	2021年1月1日～1月8日	2021年2月5日(金)
2021年1月1日～1月31日	2021年2月1日～2月8日	2021年3月5日(金)
2021年2月1日～2月28日	2021年3月1日～3月8日	2021年4月6日(火)
2021年3月1日～3月31日	2021年4月1日～4月9日	2021年5月7日(金)